

---

## 障害児施設にも激変緩和措置 仙台市、保護者に助成

---

仙台市は22日までに、10月施行の改正児童福祉法に伴い、知的障害児通園施設など障害児施設の利用者負担が重くなることに備え、保護者が支払う利用料や給食費を引き下げる独自の激変緩和措置を導入する方針を決めた。期間は3年。

改正児童福祉法は、保護者に対し利用料の原則1割負担を求める。市の試算では、通園施設の月額利用料が平均で8000円から1万7000円に値上がりし、入所施設では数万円の費用負担が生じると見込んでいる。

市は本年度の負担軽減策として、施設利用料の負担上限額の4分の3を補助。来年度は2分の1、2008年度は4分の1をそれぞれ補助し、09年度から通常の1割負担を求める。

課税世帯で一食650円の自己負担となる知的障害児通園施設の給食費については、人件費分を補助し、一食230円に引き下げる。

制度改正で経営悪化が想定される通園施設に対しても、本年度の減収分相当を補てんする。

施設利用料と給食費の補助に対する本年度の予算は約1390万円、施設運営への補助は約815万円。

市は障害者自立支援法施行に伴う障害福祉サービス利用料の負担増加に対しても、独自の激変緩和措置を10月に始めることを決めている。

2006年08月23日水曜日